

川崎市告示第583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項及び川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津 川崎市高津区溝口1丁目18番16号
指定管理者	（所在地）川崎市中原区西加瀬10番3号 （名 称）社会福祉法人育桜福祉会 （代表者名）理事長 萩原 利昌
指定期間	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで